

③ 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピューターで判定（一次判定）され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定（二次判定）されます。

介護認定調査員…認定調査のために自宅を訪問する、町職員や町から委託された事業所のケアマネジャーなどのことです。認定調査を行う専門研修を受けています。

主治医意見書…生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

介護認定審査会…上益城広域連合が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度で行われる会議です。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。
 ※上益城広域連合…上益城5町で組織される組合。介護認定に関して一括業務を行っています。

④ 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に送られてきます。

※主治医意見書の提出状況や、認定調査の進捗状況により、ずれ込む場合があります。

要支援1・2…介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで、生活機能が改善する可能性の高い人

要介護1～5…介護サービスを利用することで、生活機能の維持や改善を図ることができる人

非該当…要介護や要支援に認定されなかった人
 ※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられ必要と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者としてサービスを利用できます。

相談は、**地域包括支援センター**へ

- ◆西部圏域（惣領 1440-10） ☎ 285 - 4822
- ◆東部圏域（宮園 1139-1） ☎ 289 - 0099

⑤ ケアプランの作成

利用できるサービスと合わせて、次号でお知らせします。

など（同様の手当を含む）を受けたとき

▶在宅介護者および当該被介護者等が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により当該被介護者に係る特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当または福祉手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定による改正前の「福祉手当」をいいます。）の支給を受けたとき

手当の申請

受付期間 10月1日（月）～31日（水）
 （土・日、祝日を除く）

※受付期間終了後は、申請できません。

受付場所 被介護者要件①の人→福祉課高齢者支援係
 被介護者要件②、③の人→福祉課福祉係

申請に必要なもの

- 介護者および被介護者の印鑑（スタンプ式不可）

- 被介護者の健康保険証

- 介護者の預貯金口座が分かるもの（預金通帳など）

※申請時に介護者に介護状況などの調査を行い、さらに後日、訪問調査を行う場合があります。

手当の支給

手当の額 年額5万円

ただし、次に該当するときは年額10万円

- ▶被介護者要件①に該当する人で、入院等および介護サービスの利用がないとき
- ▶被介護者要件②および③に該当する人で、入院等および障害福祉サービス、障害児通所支援の利用がないとき

支給の時期および方法

調査および審査後、決定を行い、口座振込で支給します。※前回手当を受給した人でも、今回該当しない場合もあります。